

なるかわ園地トイレ新築実施設計(6・安全対策)業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、自然公園内における利用者の安全性と利便性の向上を目的として「なるかわ園地トイレ新築実施設計(6・安全対策)業務」を実施します。

本業務は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集・決定します。

1 業務名

なるかわ園地トイレ新築実施設計(6・安全対策)業務

(1) 業務の趣旨・目的

自然公園の各施設は、風景の保護と利用の増進を両立させるものでなければならず、トイレ整備も風景と調和したものでかつ、トイレの持つべき特質とされる清潔、安全に加え誰もが使いやすく、維持管理しやすいものにする必要があります。

そこで、本トイレの設計にあたっては、周辺景観との調和だけではなく、新たな魅力創出に繋がるおしゃれなデザインなど木材の特性や整備箇所の目的・特徴を踏まえつつ、利用者が木材の良さを体感でき、安全の確保(開放性)とプライバシーの確保(閉塞性)の両立と利便性も向上するといった、複合的な視点からの設計が必要であるため、下記のとおり、自然公園トイレ整備基本方針を策定しました。

本業務は、これらの目的に即した実施設計を行うものです。

< 自然公園トイレ整備基本方針 >

「世界に誇れる山のシンボルとしておもてなしをめざす」をコンセプトとし、整備方針の詳細については、以下のとおり定めています。

1) すべての人にやさしく・あたたかく

- ・ 自宅のようにほっとする空間
- ・ 風景と調和したおしゃれなデザイン
- ・ 木のぬくもり(大阪府内産材利用)
- ・ ユニバーサルデザインに配慮

2) 明るくきれい、そして快適に

- ・ 採光方法や照明器具を工夫
- ・ 全ての便器の洋式化等の工夫
- ・ 汚れにくい構造, 材料
- ・ 臭いのしない構造, 材料
- ・ アロマ等木の香りが漂う空間
- ・ 通気性, 防虫性を考慮した構造
- ・ ゆとりある広めのブース

3) 安全・安心

- ・緊急時(ゲリラ豪雨・地震等)に一時避難, 雨宿りができる
- ・疲れた時に一休みができる
- ・出入口は男女・多目的別の動線

4) SDGs に配慮、長寿命・高耐久

- ・環境に配慮した持続可能な構造, 工法
- ・長寿命化を実現する構造, 工法
- ・メンテナンスし易い構造, 材料
- ・水当たり部の防水・耐水強化

(2) 業務概要

業務場所：大阪府民の森なるかわ園地 ぼくらの広場内（東大阪市上四条町地内）

業務内容：なるかわ園地トイレ新築実施設計（6・安全対策）業務特記仕様書のとおり

①トイレ新築実施設計

- ・大阪府民の森なるかわ園地（ぼくらの広場）にトイレを新築するための設計及び図面作成を行う。

②既存トイレ撤去設計

- ・大阪府民の森なるかわ園地（ぼくらの広場）の既存トイレの撤去設計及び図面作成を行う。

③関係法令手続き資料作成

- ・トイレの新築にあたり、関係法令の手続きに必要な資料の作成及び申請等手続事務を行う。

(3) 委託上限額

金 4, 000千円（税込）

(4) 企画提案公募内容

企画提案公募内容については、次の1)～8)までの内容を企画提案資料として、パワーポイント（スライドは標準4:3、横画面）で作成してください。

表現内容は自由としますが、この資料を用いて、プレゼンテーション審査に臨んでいただきますので、参加者が特定できるような表示をしないでください。

1) コンセプト

- ・設計提案における設計の基本的な考え方を記載（500文字程度）してください。

2) 計画概要

- ・建築面積、延床面積、主要部門の床面積、構造、最高の高さを記載してください。

3) 各種計画図

- ・（配置図）縮尺は自由とし、ぼくらの広場との関係がわかるように配置を表現してください。
- ・（平面図）縮尺は1：100以上とし、伏図も併せて表現してください。
- ・（立面図）縮尺は1：100以上とし、4面（東西南北）の立面図を表現してください。

- ・（断面図）縮尺は 1 : 100 以上とし、2 面以上の断面図を表現してください。

4) 設備関係（浄化処理システム等）

- ・提案内容を記載してください。

5) 維持管理関係（メンテナンスや清掃のし易さへの配慮等）

- ・提案内容を記載してください。

6) 外観パース

- ・視点及び表現方法は自由（2 点まで）とします（模型写真も可）。

7) 仕上げ表

- ・内装及び外装の仕上げを記載してください。

8) 工事費算定根拠

- ・「工事費概算書【作成例】」を参考に、工事種別（建築、電気設備、機械設備など）ごととし、建築については建物、外構及び撤去に分けて計上してください。なお、概算工事費は、7,000 万円以下（税込み）とします。

工事費概算書【作成例】

項目		金額（万円）
・ 既存トイレ撤去解体費		500
・ 建築工事費		
主体工事費		●, ●●●
外構工事費		●, ●●●
・ 設備工事費		
機械設備工事費		●, ●●●
電気設備工事費		●, ●●●
・ 諸経費		
共通仮設費		●, ●●●
現場管理費		●, ●●●
一般管理費		●, ●●●
合計	税抜金額	●●, ●●●
	税込金額	●●, ●●●

※既存トイレ撤去解体費は、550 万円（税込み）とし、
残りの 6,450 万円以下を新築工事費用として記入すること。

2 スケジュール

令和 6 年 6 月 21 日（金）	公募開始
令和 6 年 7 月 3 日（水）	現地説明会
令和 6 年 7 月 8 日（月）	質問受付締切
令和 6 年 8 月 7 日（水）	提案書類提出締切
令和 6 年 8 月下旬頃	選定委員会（プレゼンテーション審査会）

令和6年9月中旬頃	契約締結
令和6年9月中旬頃	事業開始
令和7年2月26日（水）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者、又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）で参加する者にあつては(1)～(8)の項目について構成員全員がすべて満たすことが必要です。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和

2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(9) 登録業種として、大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格において「建築設計・監理(一級)」又は「建築設計・監理(二級)」の認定を受けている者であること。

(10) 配置技術者として、管理技術者は技師C(※1)以上であること。また、本業務に配置する管理技術者は、応募時において入札参加者と直接的な雇用関係(※2)にあること。

(※1)【重要】技師Cの建築設計実施経験年数は下表のとおりとする。

建築 技師 区分	資格		学歴			
			専門科目及び専門学科を卒業			その他
	一級建築士	二級建築士	大学卒業	短大・高専 専門学校卒業	高校卒業	
技師C	取得後3年未満	取得後5年以上 8年未満	5年以上	8年以上	11年以上	14年以上

(※2) 直接的な雇用関係とは、管理技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。

(11) 委託成績点については、令和5年度中に完成検査を受けた大阪府発注業務で、64点以下の委託成績点を取得していない者であること。なお、組合にあっては当該組合及びすべての組合員について、本要件を満たすものであること。

(12) 受注希望業種については、建設コンサルタント(建築設計・監理、設備設計・監理を含む)とする。登録年度は、令和6年度とし、登録部局は、大阪府都市整備部・環境農林水産部・府民文化部(日本万国博覧会記念公園事務所)・大阪港湾局(計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部)・大阪都市計画局とする。なお、入札参加申請時までに受注希望業種の登録をしている者であり、かつ、開札時において、この登録が有効である者であること。

(13) 共同企業体が入札参加申請を行う場合にあっては、その構成員が単体企業として本業務に入札参加申請を行わず、又は構成員の一部が重複する別の共同企業体が入札参加申請を行っていないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年6月21日（金）から 令和6年8月7日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布方法

大阪府ホームページ

（URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120030/midori/midori/narukawatoilet.html>）からダウンロードしてください。

ウ 応募書類受付期間

令和6年6月21日（金）から 令和6年8月7日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

エ 提出方法

応募書類 5部（正本 1部、副本 4部）、応募書類のデータを収めたCD-R等及び、チェックリスト（様式14）を受付期間内に届くよう、大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 総務・自然公園グループ宛に、（〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16）郵送してください。

発送後、必ず電話にて当課（06-6210-0351 内線2755）あて連絡をお願いします。

（電話は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類 ※正本・副本共通

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案資料（様式2ほか）

- ・企画提案資料とは、本資料P2～3に記載のとおり、①コンセプト、②計画概要、③各種計画図、④設備関係、⑤維持管理関係、⑥外観パース、⑦仕上げ表、⑧工事費算定根拠とする。

ウ 応募金額提案書（様式3）

エ 事業実績申告書（様式4）

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式5）

②共同企業体協定書（写し）（様式6）

③委任状（様式7）

④使用印鑑届（様式8-1又は様式8-2）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9）

キ 定款又は寄付行為の写し（※原本証明されているもの）

- ・法人の場合に提出してください。

ク 応募者の情報

①法人登記簿謄本

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの

- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ①貸借対照表（法人）又は所得税青色申告決算書（個人）
 - ②損益計算書（法人）又は所得税青色申告決算書（個人）
 - ③株主資本等変動計算書（法人のみ）
- サ 障がい者雇用状況報告書の写し（常用雇用労働者43.5人以上の事業主用）又は障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者43.5人未満の事業主用）
 - ①常用雇用労働者43.5人以上の事業主の場合
 - ・ 「障がい者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に義務化されている「障がい者雇用状況報告書」の写し。
 - ・ 本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの。
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
 - ②常用雇用労働者43.5人未満の事業主の場合
 - ・ 障がい者雇用状況について（様式10）を提出してください。
 - ・ 常用雇用労働者が0人の場合も提出してください。
- シ 設計業務成績評定点調書（様式11）
- ス 管理技術者経歴書（様式12）
 - ・ 契約時には、管理技術者等の経歴が確認できる根拠資料の提出が必要です。
- セ 暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（契約時）
 - 元請負人用（様式13その1）、下請負人等用（様式13その2）
- (3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合は、その書類に係る事項は審査の対象外となります。
- (5) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類はできる限りモノクロ（白黒）としてください。ただし、企画提案資料（デザインパース等）は必要に応じてカラーも可とします。
- ウ 応募書類は正本1部、副本4部を、それぞれ1セットずつA4ファイルに綴ってください。
- エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
＜記入例＞「なるかわ園地トイレ新築実施設計（6・安全対策）業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）
- オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 現地説明会

- (1) 開催日時
令和6年7月3日（水）午後2時 から 午後4時
- (2) 開催（集合）場所
大阪府民の森なるかわ園地らくらくセンターハウス（東大阪市上六万寺町3-1748-2）
- (3) 申込方法
ア 電子メールで申し込みください。
電子メール（アドレス：midorikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp）
イ 申し込みの際、「件名」に「【説明会申込：なるかわ園地トイレ新築実施設計（6・安全対策）業務＜企業名（共同企業体名）＞】」と明記し、「本文」に各参加者の氏名、企業名、連絡先、参加人数を記載してください（企業（共同企業体）最大2名まで参加可）。
ウ 口頭、電話による申し込みは受け付けません。
- (4) 説明会への申込期限
令和6年7月1日（月） 午後5時まで

6 質問の受付

- (1) 受付期間
令和6年6月21日（金） から 令和6年7月8日（月） 午後5時まで
- (2) 提出方法
電子メール（アドレス：midorikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。
- ア 「件名」に「【質問：なるかわ園地トイレ新築実施設計（6・安全対策）業務＜企業名＞】」と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を記載してください。
なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。
- イ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）
- ウ 電話、FAXでのお問い合わせはご遠慮ください。
- エ 質問への回答は以下リンク先の大阪府ホームページに掲示し、個別には回答しません。

(3) 質問への回答

令和6年7月16日（火）

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。ただし、応募者が6者を超えた場合には、一次審査として書類審査を実施することがあります。一次審査を実施する場合は、上位6者に対し、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施します。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

ウ プレゼンテーション審査は、1者あたり25分（説明時間15分、質疑応答時間10分）で実施します。説明は提出いただいた企画提案資料について、パワーポイント又は書類を用いて実施してください。模型等の持ち込みも可能です。

エ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

オ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

カ 審査内容、結果の順位・点数等に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
設計内容の評価	ア 「自然公園トイレ整備基本方針」における下記①～④の項目について、内容に即した具体的な提案がされているか。	65 点
	① すべての人にやさしく・あたたかく ・ほっとできるような空間であるか。 ・木のぬくもり（府内産木材）を感じられる空間であるか。 ・トイレ周囲との景観形成がなされているか。 ・ユニバーサルデザインに配慮されているか。	20 点
	②明るくきれい、そして快適に ・明るさ（採光方法、照明器具等）の工夫がなされているか。 ・清潔さ（汚れにくい構造・材料を使用等）の工夫がなされているか。 ・快適さ（便器は全て洋式、心地よい香り、通気性、防虫性、ゆとりある広めのブース等）の工夫がなされているか。	15 点
	③安全・安心 ・緊急時には避難や雨宿りできる工夫がなされているか。 ・小休止できる工夫がなされているか。 ・出入口は、男女・多目的別の動線で区分されているか。	15 点
	④SDGs に配慮、長寿命・高耐久 ・環境配慮への工夫がなされているか。 ・長寿命・高耐久を実現する工夫がなされているか。 ・メンテナンスしやすさへの工夫がなされているか。	15 点
	イ トイレ整備にかかる積算経費について、下記の内容を踏まえて具体的な提案がされているか。 ・材料費・施工費・設置費・運搬費・処分費等が区分され、府内産木材の見積り等の積算根拠は示されているか。	5 点
企業の評価	ウ 総合評価 ・来園者等も惹きつける「ぼくらの広場」の魅力的な風景の一部となり、山のシンボルとなる高いデザイン性・機能性があるか。 ・「自然公園トイレ整備基本方針」を踏まえつつ、上記ア①から④を通じたバランスや創意工夫がなされているか。	10 点
	過去に同種又は類似する業務経験の実績 ・平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに、設計業務が完了した大阪府における設計業務成績評定点により評価する。	4 点
配置技術者の評価	管理技術者等の経歴・資格	4 点
	・配置技術者となる管理技術者について、保有している資格に応じて、資格取得後の建築設計実施経験年数を評価する。	
府民福祉の推進の評価	障がい者の雇用状況	2 点
	常用労働者 43.5 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。又は、常用労働者 43.5 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているか。	
価格点	満点（10点） × 提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格 ※委託上限金額を上回る提案価格の場合は点数に関わらず失格とする。	10 点
合計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択にかかわらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府ホームページで公表します。

なお、応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

②全提案事業者の名称 * 申込順

③全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

ウ 審査内容、結果の順位・点数等に係る質問や異議は一切受け付けません。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、完成払いとします。発注者が業務の完了を確認し、当該検査を合格としたときに、受注者が契約金額を請求することができます。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 12）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外者、誓約書違反者又は暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

(1) 契約不適合責任

設計業務に係る契約不適合責任期間は、引渡しを受けた日から二年間とします。

(2) 応募提案

応募提案に当たっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。